

監査公表第5号

地方自治法第199条第1項、第5項及び城陽市監査委員監査の基準等に関する要綱の規定により実施した随時監査（工事監査）の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定に基づき、これを公表します。

令和3年(2021年) 2月18日

城陽市監査委員 川村 和久

城陽市監査委員 上原 敏

令和2年度（2020年度）随時監査（工事監査）の結果について

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第5項及び城陽市監査委員監査の基準等に関する要綱の規定による随時監査（工事監査）

第2 監査の対象及び担当部局

寺田駅西側駅前広場舗装工事その2
〔都市整備部 都市政策課〕

第3 監査の実施期間

令和2年(2020年) 1月29日から令和3年(2021年) 2月17日まで
〔実地監査日：令和3年(2021年) 1月29日〕

第4 監査の着眼点（評価項目）

工事監査については、対象となる工事の財務事務及び計画、設計、積算、工事監理、施工等の技術面が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査を行った。

第5 監査の実施内容

抽出した工事について提出された書類を検分し、関係者に工事等に係る説明を求めるとともに施工現場を調査して監査を実施した。

なお、監査の実施に当たっては、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、公益社団法人大阪技術振興協会に工事の技術調査を業務委託し、監査結果報告はその調査報告書を参考としている。

第6 監査の結果

監査対象別の工事概要及び監査の結果は、次のとおりである。

今後とも、適正な工事の執行と最少の経費で最大の効果をあげられるように努められたい。

寺田駅西側駅前広場舗装工事その2

- (1) 実地監査日 令和3年(2021年)1月29日(金)
- (2) 工事場所 城陽市寺田樋尻 地内
- (3) 工事内容
アスファルト舗装工 105㎡
透水性アスファルト舗装工 130㎡
ブロック舗装工 105㎡
路側防護柵工 177m
区画線工 709m
- (4) 工事期間 令和2年(2020年)7月30日～令和3年(2021年)1月29日
- (5) 契約金額 16,132,600円(消費税含む)
- (6) 設計業者 株式会社 エース
- (7) 工事受注業者 株式会社 松原造園
- (8) 監査の結果

工事関係書類について、必要な書類は良く整備されている。当該工事の計画、設計、積算、入札・契約、施工管理、品質管理、工事監理(監督)等の技術的事項の実施状況については、おおむね良好である。

現場施工調査については本調査時点における工事進捗率は100%で、設計図書並びに計画工程に従って、総体的に良好に施工されている。

なお、留意が望まれる事項等は、以下のとおりである。

ア 工事目的

本事業は、城陽市都市計画マスタープラン及び山背五里五里のまち創生総合戦略に基づくまちづくりの一環として、寺田駅周辺の土地の高度利用を図るため、駅の交通拠点としての機能を充実する目的で行われた。寺田駅周辺整備事業として駅西側駅前広場整備および駅前広場への進入道路整備を行い、市の玄関口となる寺田駅前の交通結節機能を向上させるものである。

イ 書類調査

(ア) 設計に関する書類

A. 設計業務委託

設計業務は、「寺田駅周辺施設詳細設計修正業務委託」として令和元年度に外部委託されている。当該工事の基本となる設計業務委託の成果品として、設計業務成果概要書を確認した。

B. 設計基準・仕様書

当該工事における主な設計基準及び仕様書は適切に運用されている。

C. 事前協議

関係機関として、近畿日本鉄道、警察署等と協議、確認を行っている。道路使用、安全確保に関しては、城陽警察署から道路使用許可を受け、適切に措置されている。

(イ) 特記仕様書

特記仕様書は、当該工事の特有事項を明確にし、発注者の意図する技術事項に関する施工条件を明示するものである。

本工事に関しては、駅利用者の通路、安全確保、着手前の事前協議と関連工事である電気工事との調整などが指示されていた。受注者の施工計画においても、特記仕様書に明示されている事項が反映されていることを確認した。特記仕様書は共通仕様書を補足し、本工事固有の要求事項を定めるものであるが、共通仕様書との重複内容もあり、発注者、受託者間の意思疎通による工事の品質管理を図るため、段階確認など必要な事項を補強したうえで、必要な項目のみを記載するよう留意されたい。

(ウ) コスト縮減対策

再生材として砕石、アスファルト混合物を使用し、コスト縮減対策については十分認識され、現場に適合した経済的な設計がされている。

(エ) 積算に関する書類

積算は京都府積算システムにより適正に実施されている。標準単価が設定されていない資材については、原則3社以上の相見積を行い、最低価格を採用し適切に設定されていた。

(オ) 契約に関する書類

入札は令和2年7月21日に公募型指名競争入札が執行され、入札関係記録、工事請負契約書等の契約に関する書類は、何れもよく整備されていた。その他、契約決裁手続きは適正に行われていた。

契約は当初契約の他、工期延期・金額変更のため、2回変更されている。変更時期・手続きは契約約款に基づき、適切に行われていた。

工事保険について、受注者は、建設業退職金共済や法定外労災保険に加入していることを確認した。

(カ) 施工管理に関する書類

A. 設計図書の照査

受注者は事前調査、設計図書・仕様書の照査を行い、その結果を基に工事の施工方法を含めた施工計画を立て、施工計画書として監督員に報告する必要がある。設計図書との照査状況を確認したところ、照査報告書を適切に提出していた。

B. 施工計画書

施工計画書は、計画工程表、現場組織表、安全管理、指定機械、主要資材、施工管理(工程管理、品質管理、出来形管理、写真管理)、緊急時の体制、環境対策等について概ね適切に整備され、項目ごとに見出しを付けて整理されている。

た。また、特記仕様書に明示されている要求事項が適切に反映されていた。ただし、施工計画の内容を速やかに確認できるよう、計画書にはページを入れておかれたい。

C. 品質管理・出来形管理

品質確保の観点から施工時の各段階において、管理基準を満たしているかの確認が重要であり、確実に実施される必要がある。受注者は、仕様書の規定のほかに社内管理基準を設定し、各段階で自主検査・確認を行っていた。ただし、発注者におかれては、受注者側に社内品質管理規定がある場合、その検査者の資格等についても確認されたい。

D. 写真管理

施工計画書において、写真管理の適用基準が明示され、それに基づいた写真管理が行われていた。ただし、舗装路盤工の写真において、厚さ等の数値が視認しづらいものがあった。厚さの出来形実測値が写真の中でも確認できるよう撮影方法を指導されたい。

E. 環境対策

再生材として、再生クラッシャーランが採用され、建設資材のリサイクルに取り組んでいる。施工時の環境対策として、排出ガス対応型建設機械を使用していることを確認した。

F. 安全管理

安全管理は、毎日の朝礼（KYミーティング）、安全訓練、重機点検、店社パトロール、新規入場者教育など適切に計画されている。特記仕様書で明示されている安全対策に関しては、保安施設、看板・標識の整備、交通誘導員の配置等の実施計画図が作成され、これらは写真により適切に実施されていたことが確認できた。また発注者側においても、随時安全パトロールを行ったとのことであった。

ただし、写真以外の安全管理に関する記録書類が確認できなかった。安全パトロールの際に何をチェックし確認するのかを明確にし、記録するためにも安全管理チェックシートを整備・活用されたい。また、受注者側においても、毎日のKY活動表を記録しておくよう指導されたい。

G. 設計変更

本工事の設計変更は、工事打合簿で適切に記録され、工期変更及び設計金額変更が行われた。変更理由は、関連の別工事である電気工事の遅れと警察協議による夜間の交通安全対策の強化等によるものであり、妥当と考えられる。

H. 施工協議・指示

工事の協議・指示などは、工事打合簿で適切に記録され、受注者からの協議や承諾事項の手続きは適切に実施されていた。なお、公共工事の施工プロセスの適正な監理を行うため、施工プロセスのチェックリストを活用するなどにより、施工体制、施工状況の把握、改善に努められたい。

I. 標識類の掲示

現場に必要な標識類の掲示では、現場施工着手時には建設業許可票、労災保

険関係成立票、建設業退職金共済加入票、緊急時の連絡体制図等の掲示が行われていることを写真により確認することができた。

ウ 総評及びその他の報告

本工事における設計、施工管理・品質管理及び安全管理等の各段階における技術的実施状況について調査した。工事は順調に進捗し、出来栄は良好である。工事中の安全確保、現場に適合した経済的な設計、適切な工程・品質管理等が評価できる。

(ア) 完成図書等

竣工検査は令和3年1月21日に行われ、検査は合格し、竣工検査に伴う処理は適切に措置されている。現在完成図書は紙ベースで提出されているが、今後、電子納品への対応についても検討されたい。

(イ) 工事成績評定

本市では、受注者の技術力向上及び公共工事の品質向上を目的として、工事成績評定要領を定め、工事成績の評定結果に基づき、入札参加の優遇措置又は入札参加制限措置を行っているので、今後とも活用されたい。

(ウ) リスク管理

工事の計画から施工の各段階や異常気象などにより予想されるリスクと対応については、工事計画の中に明示されていた。今後についても予防保全の観点から施工時のリスクを想定し、対応策を策定されることが重要である。